

地域指導者育成研修会

学校部活動で大切にしていること

R5.5.21(日)土岐市文化プラザ
 R5.5.27(土)神戸町中央公民館
 R5.5.28(日)本巣市民文化ホール
 R5.6.11(日)美並まん真ん中センター

岐阜県教育委員会 体育健康課
 部活動改革係 岩見 光洋

1

本日の講義内容

- 1 スポーツ活動の現状
- 2 学校教育の一環としての部活動
- 3 教育活動のPDCAサイクル

2

本日の講義内容

- 4 適切な活動基準の設定
- 5 事故の未然防止と対応
- 6 指導体制の確立
- 7 不祥事の防止
- 8 配慮事項

3

地域部活動指導者育成研修会 ~学校部活動で大切にしていること~

1 中学生のスポーツ活動の現状

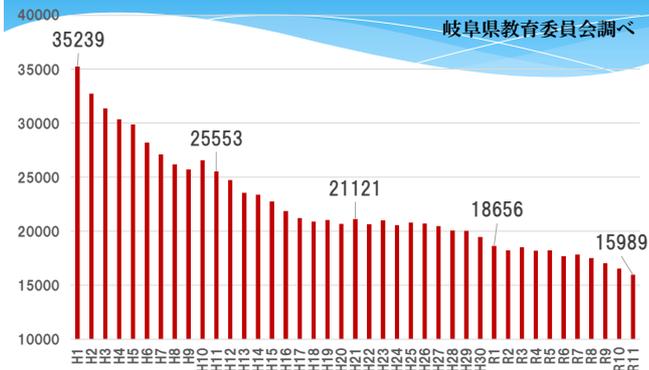
4

部活動の現状

5

県内中学校3年生の生徒数(人)

岐阜県教育委員会調べ

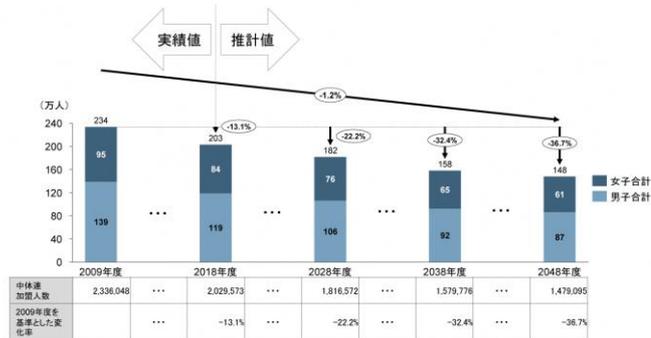


6

30年後の運動部活動の生徒数(推計)

※スポーツ庁Web広報マガジンより

男女ともに、2009年度～2018年度の13歳～15歳人口に対する中体連に加盟している総人数の比が一定であると仮定し、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計をもとに2048年度までの中体連加盟人数を推計した。



7

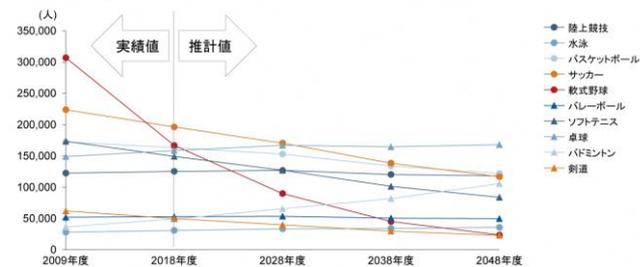
30年後の運動部活動の生徒数(推計)

※スポーツ庁Web広報マガジンより

中体連 | 男子 競技別加盟人数 推計

2009-2018年度において中体連加盟総人数がピークを迎えた時点(2009年度)からの変化の傾向が各競技において今後も続くものと仮定し、2048年度までの人数を推計。その人数を元に全競技の中でその競技が占める割合を計算し、上記で推計した全体の人数にかけ合わせることで推計した。

● 2018年度における加盟人数上位10競技を表示させている。



8

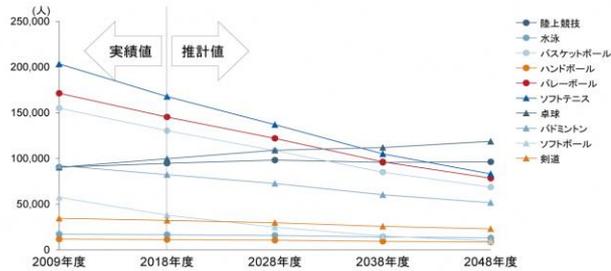
30年後の運動部活動の生徒数(推計)

※スポーツ庁Web広報マガジンより

中体連|女子 競技別加盟人数 推計

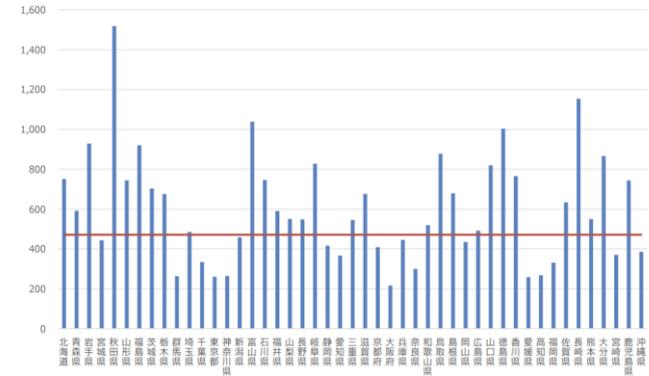
2009-2018年度において中体連加盟総人数がピークを迎えた時点(2009年度)からの変化の傾向が各競技において今後も続くものと仮定し、2048年度までの人数を推計。その人数を元に全競技の中でその競技が占める割合を計算し、上記で推計した全体の人数にかけ合わせることで推計した。

●2018年度における加盟人数上位10競技を表示させている。



人口10万人当たりの地域におけるスポーツ指導者の数(都道府県別)

・人口10万人当たりのスポーツ指導者の平均: 470人

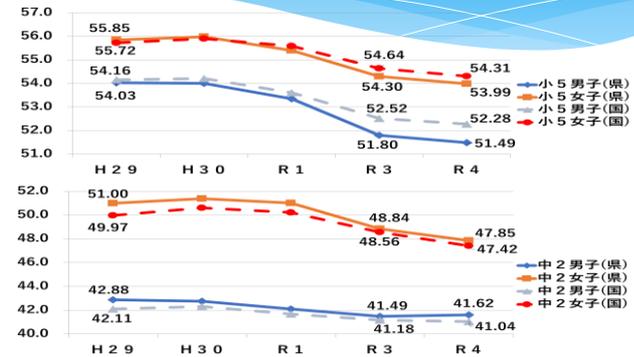


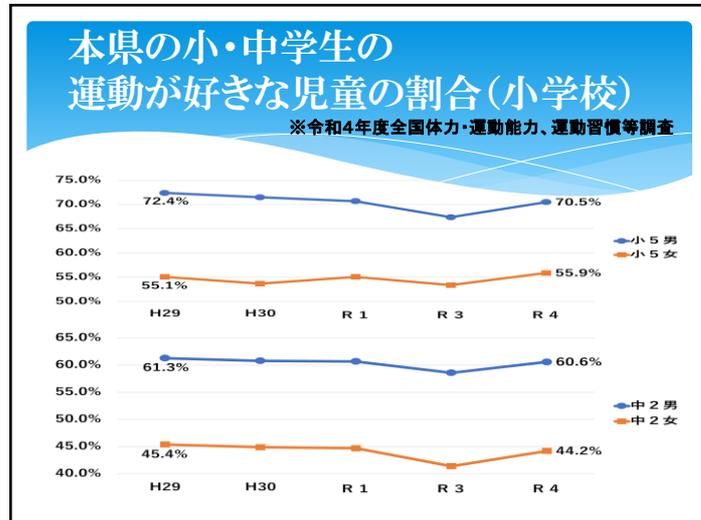
(出典) スポーツ庁: (注) 1. 日本スポーツ協会「令和2年度登録状況」(競技団体: スポーツ庁「地域におけるスポーツ大会・スポーツ団体の実態に関する調査分析」) 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ実態調査」(注: 調査は前設調査年度末) 2. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末) 3. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末) 4. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末) 5. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末) 6. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末) 7. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末) 8. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末) 9. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末) 10. 国民体育協会の調査結果(注: 調査は前設調査年度末)

全国体力・運動能力、 運動習慣等調査の結果から

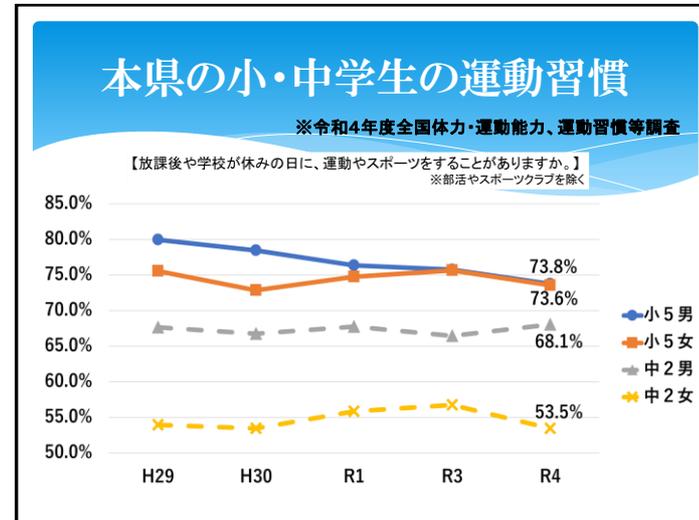
本県の小・中学生の体力状況

※令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査





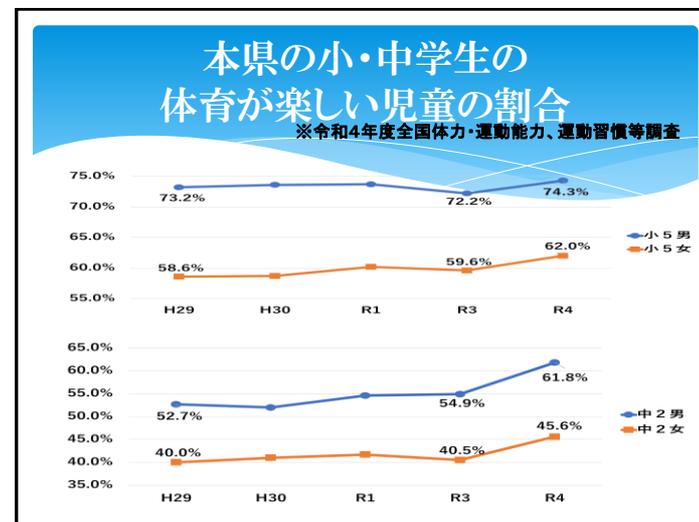
13



14

学校の体育・保健体育では

15



16

体育の授業が楽しくなるには？

令和4年度 新たに児童生徒質問紙に加わった質問事項

(体育の授業が「あまり楽しくない」または「楽しくない」と回答した人)

今後どのようなことがあれば、
今より体育の授業が楽しくなると
思いますか。

17

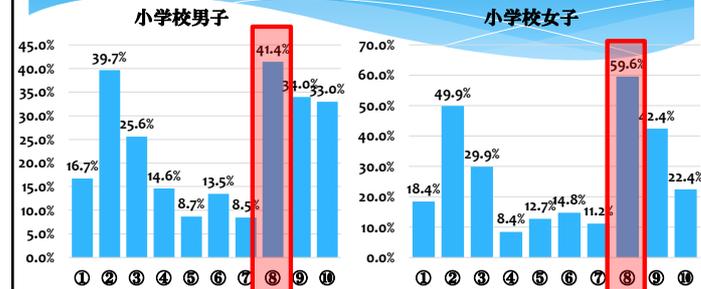
体育の授業が楽しくなるには？

- ①運動のコツやポイントを分かりやすく教えてもらえたら
- ②できなかったことができるようになったら
- ③自分に合った場やルールが用意されてたら
- ④タブレットなどのICTを活用できたら
- ⑤先生にほめてもらえたら
- ⑥友達にみとめてもらえたら
- ⑦先生に個別に教えてもらえたら
- ⑧自分のペースで行うことができたなら
- ⑨人と比べられなかったら
- ⑩その他

※複数回答有

18

体育の授業が楽しくなるには？



全国体力・運動能力、運動習慣等調査(令和4年度)

19

体育の授業が楽しくなるには？



全国体力・運動能力、運動習慣等調査(令和4年度)

20

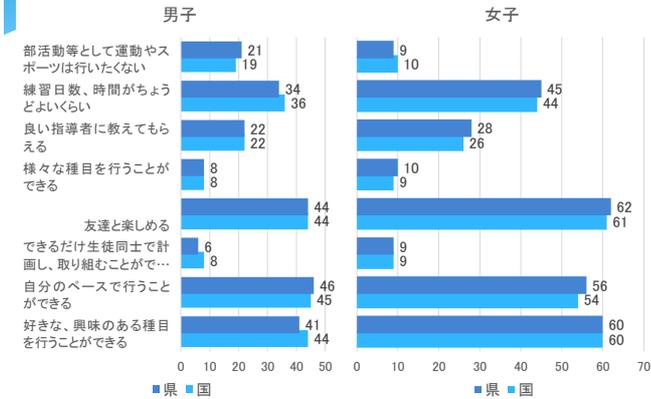
体育の授業が楽しくなるには？

- ②できなかったことができるようになったら
- ⑧自分のペースで行うことができたなら
- ⑨人と比べられなかったら

21

どんな条件があれば運動部活動に参加したいか

※H30全国体力・運動能力、運動習慣等調査



22

地域部活動指導者育成研修会
～学校部活動で大切にしていること～

2 学校教育の一環としての部活動



23

部活動改革について

24

部活動改革の方針

- 持続可能な部活動の実現
- 教師の負担軽減の実現



【改革の方向性】

- * 休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備
- * 休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない(希望する教師が、休日に指導を行う)環境を構築

25

岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

令和5年3月
岐阜県教育委員会



26

ガイドラインの策定の趣旨

- 顧問となることができる教職員数の減少、学校の働き方改革等による部活動時間の縮減などにより、学校単位で部活動を実施することが困難になっている。

27

ガイドラインの策定の趣旨

- 教育的意義のある部活動を学校単位から近隣の複数校または地域単位で実施する方策を構築していくことが急務となっている。

28

ガイドラインの策定の趣旨

○これまで岐阜県では、多くの中学校が休日の学校部活動を総合型地域スポーツクラブや保護者会などの協力を得て実施してきた。そうした既存の団体等を活用しながら、学校部活動を新たな地域クラブ活動として移行し、実施することが最良の方法であると考えられる。等

29

ガイドラインの策定の趣旨

基本方針

「学校部活動」も「新たな地域クラブ活動」も、生徒の生きる力を育成するとともに、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る活動である。

30

【I 学校部活動】

ガイドラインの策定の趣旨

【I 学校部活動】

・学校の管理下で、学校教育の一環として、教育課程と関連を図った指導を行うものである。

31

32

ガイドラインの策定の趣旨

【Ⅰ 学校部活動】

・「運営」や「管理」、「指導体制」等については、これまでの県指針で示してきたことを踏襲していくが、単一中学校での実施が困難になっていることや学校の働き方改革を進めることを踏まえ、近隣中学校間で合同部活動として実施したり、休日の活動の指導を部活動指導員や地域の外部指導者に委ねたりするなどの方策を講じる必要がある。

33

ガイドラインの策定の趣旨

【Ⅰ 学校部活動】

・令和7年度末を目途に地域への完全移行を見据え、市町村教育委員会のリーダーシップの下、学校と地域、関係団体、保護者等との協議の場を設け、今ある部活動を新たな地域クラブ活動として行うことができるようにする。

34

【Ⅱ 新たな地域クラブ活動】

35

ガイドラインの策定の趣旨

【Ⅱ 新たな地域クラブ活動】

・従来の学校部活動に代わり、運営団体の管理下で社会教育の一環として、学校と地域との連携・協働によって整備するクラブであり、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うものである。

36

ガイドラインの策定の趣旨

【Ⅱ 新たな地域クラブ活動】

・活動時間及び休養日等は、学校部活動と同様に、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからぬよう十分に配慮しながら、設定しなければならない。したがって、学校との連携は不可欠で、定期的な情報共有・連絡調整を行うとともに、学校行事を優先することや定期テスト前に活動は行わないことなどの配慮が必要である。

37

ガイドラインの策定の趣旨

【Ⅱ 新たな地域クラブ活動】

・指導者は、教育的な指導が望まれることから指導者資格を有することを原則とする。また、学校部活動の顧問(教職員)が指導者となる場合には、兼職兼業の許可を得るとともに、本来業務への影響と心身に過重な負担が生じないようにする必要がある。

38

部活動とは...

■中学校学習指導要領(平成29年告示)総則

◆教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

39

運動部活動で期待される効果

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4年スポーツ庁 文化庁)

- ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
- ・ 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

40

教育課程とは...

* **学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。**

- 各教科
- 道徳科
- 総合的な学習の時間
- 特別活動

41

学習指導要領に込められた願い

- 学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。
- これからの社会が、どんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。
- そして、明るい未来を、共に創っていきたい。
- 「学習指導要領」には、そうした願いが込められています。
- これまで大切にされてきた、子供たちに「生きる力」を育む、という目標は、これからも変わることはありません。
- 一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指します。

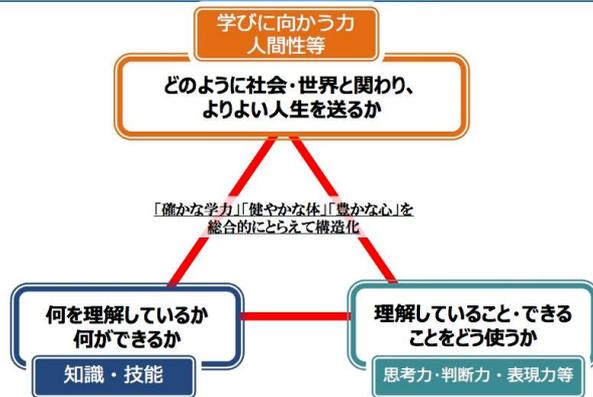
生きる力 学びの、その先へ

- 「学習指導要領」の内容を、多くの方々と共有しながら、子供たちの学びを社会全体で応援していきたいと考えています。

文部科学省HPより

42

育成すべき資質・能力の三つの柱



43

どのように学ぶの？

主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

一つ一つの知識がつながり、「わかった!」「おもしろい!」と思える授業に

周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業に

見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に

文部科学省HPより

44

「教える」から「学ぶ」へ

- * これからの時代に必要な資質・能力を育むために、指導者の不断の授業改善への姿勢が求められている。
- * 子供たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことが大切。

45

部活動の教育的意義

- * スポーツや文化及び科学等に親しませるとともに、自らの適性や興味・関心等をより深く追求することができる
 - ☞ 生涯にわたるスポーツ・文化活動等との豊かな関わり方を学ぶ
- * 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ることができる
 - ☞ 互いに競い、励まし、協力する中で友情・信頼を深める
- * 生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めることができる
 - ☞ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、自己の努力により達成感、充実感をもたらす

生きる力を育む

46

生徒指導提要

令和4年12月
文部科学省

47

集団指導と個別指導

集団指導と個別指導は、**集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用**により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて行われます。

令和4年12月 文部科学省 生徒指導提要より

48

集団指導と個別指導

集団指導

集団指導では、**社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。**児童生徒は役割分担の過程で、**各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができます。**自らも集団の形成者であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを理解するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感します。

令和4年12月 文部科学省 生徒指導提要より

49

集団指導と個別指導

集団指導

あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくるのが大切です。

- ① 安心して生活できる
- ② 個性を発揮できる
- ③ 自己決定の機会を持てる
- ④ 集団に貢献できる役割を持てる
- ⑤ 達成感・成就感を持つことができる
- ⑥ 集団での存在感を実感できる
- ⑦ 他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける
- ⑧ 自己肯定感・自己有用感を培うことができる
- ⑨ 自己実現の喜びを味わうことができる

令和4年12月 文部科学省 生徒指導提要より

50

集団指導と個別指導

個別指導

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念があります。

授業など集団で一斉に活動をしている場合において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられます。また、集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合も少なくありません。『**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）**』において指摘されているように、「**生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たち**」への対応も含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められています。

令和4年12月 文部科学省 生徒指導提要より

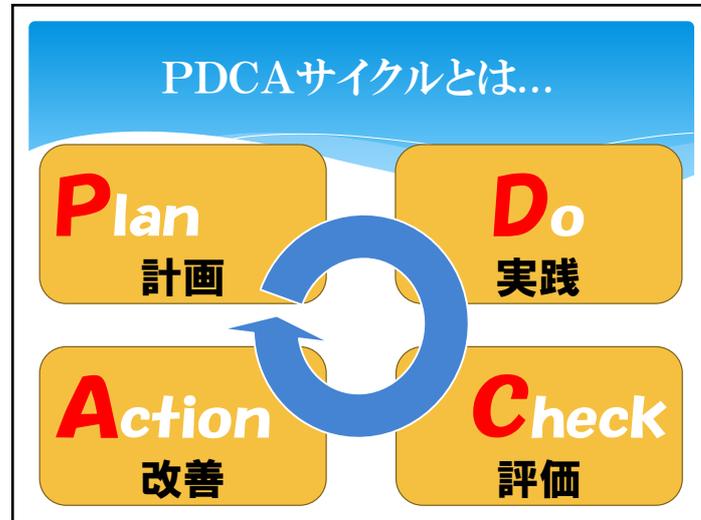
51

地域部活動指導者育成研修会
～学校部活動で大切にしていること～

3 教育活動のPDCAサイクル



52



53

P 計画

- 1 実態把握と目標設定
 - 経験の有無、生徒の意識、参加状況
 - 頑張れば手が届く目標
 - ☞ 勝利を目指すことばかりでない!
- 2 長期計画と短期計画
 - 3年間の段階的な指導計画
 - 次の大会(練習試合)までの活動計画
- 3 指導体制の整備
 - 部活動顧問、クラブ指導者、保護者(育成会)など

54

D 実践

- 1 効果的な練習
 - 練習は1日3時間まで
 - 経験のみによらない科学的な指導
 - ICT機器の活用
- 2 健康管理、安全管理
 - 休養日の設定
 - 個々の生徒の既往症等の把握、健康観察
 - 救命救急法、AEDの講習
 - 施設設備、用具等の定期的な確認

55

C 評価

- 1 計画的な試合等の実施
 - 部員全員の出場機会の保障
 - 少なくとも1カ月先の予定が明確
- 2 成果と課題の共有
 - 取組(姿勢)と結果の両面で評価
 - 活動前に確認した目標や取組を踏まえた評価
 - ☞ 練習でやっていないことを評価しない

56

A 改善

1 評価結果の分析・検討

- キャプテンを中心としたミーティング
- 部員1人1人の振り返り

☞ 指導者の専門性を発揮！

2 改善点の洗い出し

- 取り組み方の見直し
- 練習内容の見直し

57

地域指導者育成研修会

4 適切な活動基準の設定



58

4 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

◎ 活動時間

<平日>

- 1日の活動時間は、長くとも**2時間程度**とする。

<休日>

- 1日の活動時間は、半日以内(**3時間程度**)とする。対外試合等もできる限り終日に渡らないように配慮する。
- 指導業務に当たる時間は、原則一か月に15時間程度とする。

岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン
【令和5年3月 岐阜県教育委員会】

59

4 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

◎ 休養日

<平日>

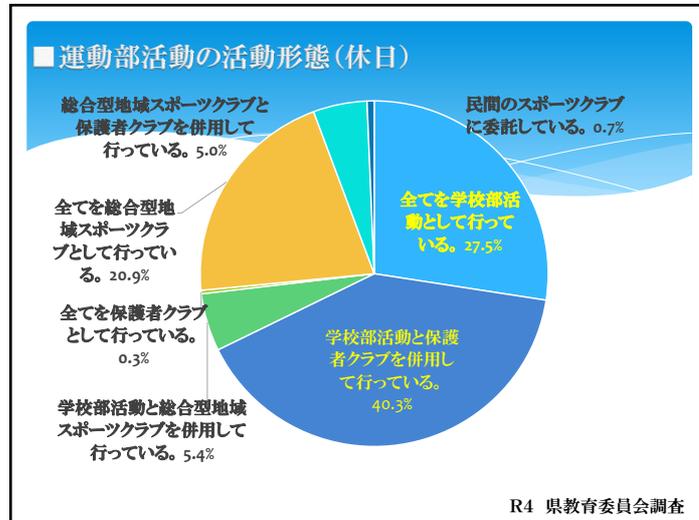
- 平日は**少なくとも1日の休養日**を設ける。

<休日>

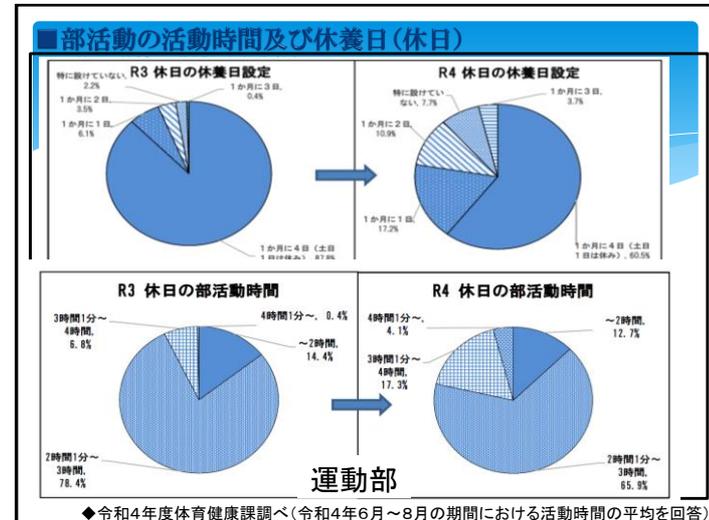
- 土曜日及び日曜日(以下、「週末」という)は**少なくとも1日以上を休養日**とする(第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする)。
- 週末に大会等で活動した場合は休日に連続して活動した場合は、**休養日を他の日に振り替える**。

岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン
【令和5年3月 岐阜県教育委員会】

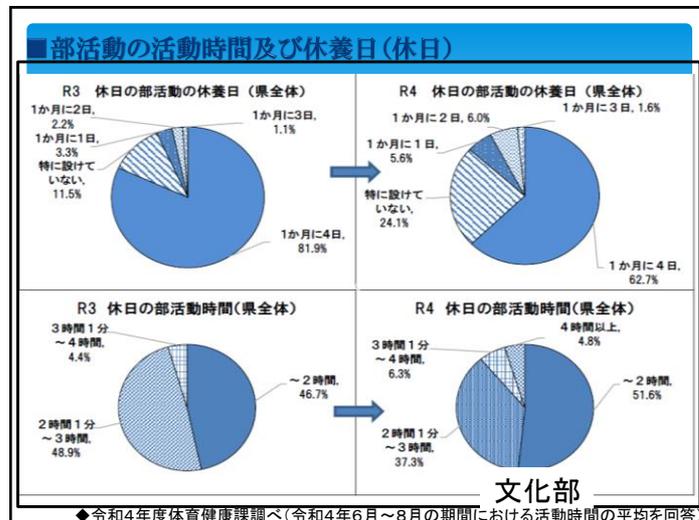
60



61



62



63

4 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

◎ 長期休業中の活動

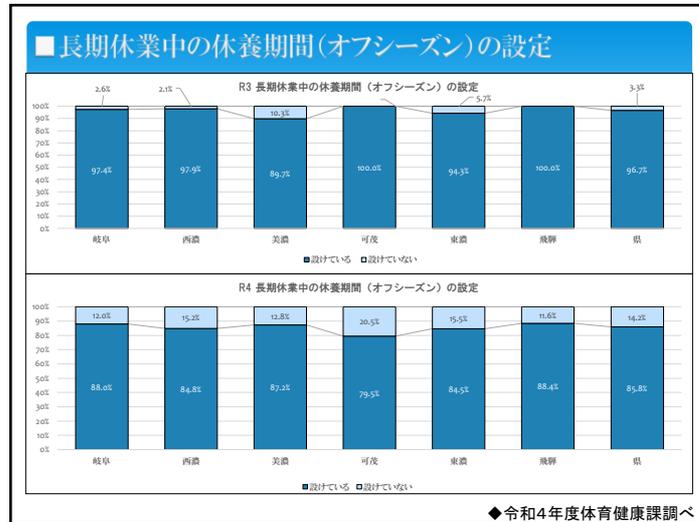
＜長期休業中＞

- 長期休業中の休養日の設定は、**学期中に準じた扱い**を行う。
- 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、**学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。**

※部活動やスポーツ・文化芸術活動から離れ、家族との時間や自分の余暇等の時間に充てることできるよう1～2週間程度の休みを想定。

岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
【令和5年3月 岐阜県教育委員会】

64



65

地域指導者育成研修会

5 事故の未然防止と対応

66

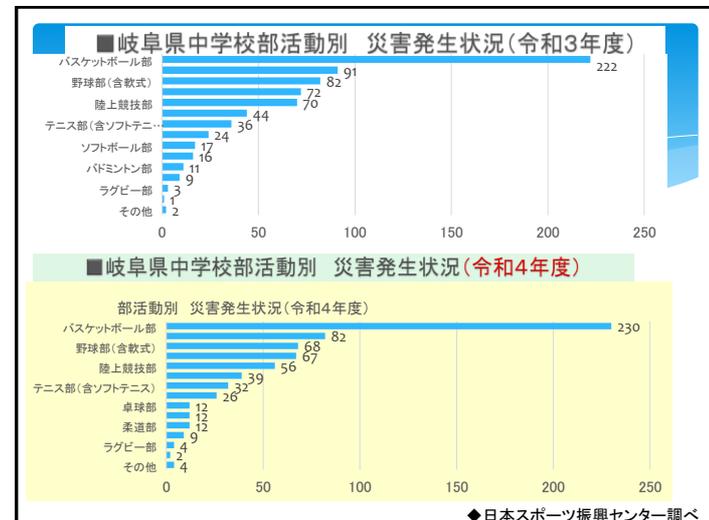
5 事故の未然防止と事故への対応

◎ 部活動を安全に行うために

部活動は、生徒の心身の健全な発育・発達に意義深いものがある一方で、活動が活発化するほど負傷事故が起きやすく、重大な事故につながる恐れもある。

活発な活動が展開され、多くの成果を上げていくことは重要なことだが、負傷事故の発生を絶対に避けなければならない。

67



68

5 事故の未然防止と事故への対応

◎ 部活動を安全に行うために

- ① 安全管理・指導体制
- ② 生徒の健康管理
- ③ 施設・用具
- ④ 環境条件に応じた配慮
- ⑤ 活動内容
- ⑥ 段階的指導
- ⑦ その他

69

5 事故の未然防止と事故への対応

◎ 学校での組織としての取組

部活動に限らず、**生徒の生命・身体の安全を確保することは、学校の最大の責務**です。負傷事故防止に努めるとともに、緊急対応が迅速にできるよう、日ごろから心がける。

<取組の例>

- 器具・用具や活動場所の点検
- 事故防止のための安全対策
- **緊急時の救急体制や連絡体制の確認**
- 安全対策関係の講習会 等

週休日や長期休業については、一層綿密な指導計画を作成するとともに、**指導体制の充実**に努める。

70

5 事故の未然防止と事故への対応

◎ 生徒への日ごろの指導

- 活動中、指導者等の目が行き届かない状況で、事故が発生した場合には、生徒本人または他の部員が指導者等に速やかに報告する**体制を部内で確認**しておく必要がある。
- 負傷した生徒本人が我慢してしまうケースもあるので、特に**首から上及び正中線(脊髄、胸部、腹部等)に係わる事故**が起きた場合には、必ず他の部員が指導者等に報告し、指導者等は負傷生徒の状況を確認することが必要である。
- 生徒自身が自己の身体能力や部活動における危険性などについて認識し、事故防止の意識を常にもって活動できるよう、日ごろより緊急時の対応を含めた**「安全指導」**を行うことが大切である。

71

5 事故の未然防止と事故への対応

◎ 校外での事故対応

- 首から上や正中線に係わる負傷については慎重な対応が必要であり、試合中などでも終了を待たずに、**早急に医療機関に搬送**する。
- 経験豊かな指導者であっても、判断はできないことから、首から上や正中線に係わる事故については、救急車の要請も視野に入れ、事故発生の時点で異常が認められなくても、**早急に医師の判断を仰ぐ**必要がある。
- 校内の事故であれば管理職や養護教諭等に相談することもできるが、校外での大会や練習試合等では、事前に緊急時の対応を確認するとともに、引率者の**適切な状況判断と、迅速な対応**が求められる。
- 引率では、大会役員などを兼ねる場合があるが、他校の顧問や保護者等に対応を委ねることなく、**引率者としての立場を最優先**すること。

72

5 事故の未然防止と事故への対応

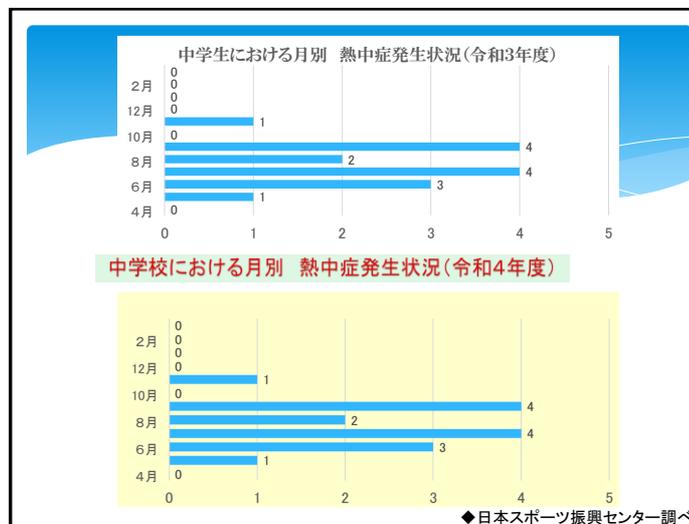
◎ 熱中症の予防と対策

熱中症とは・・・

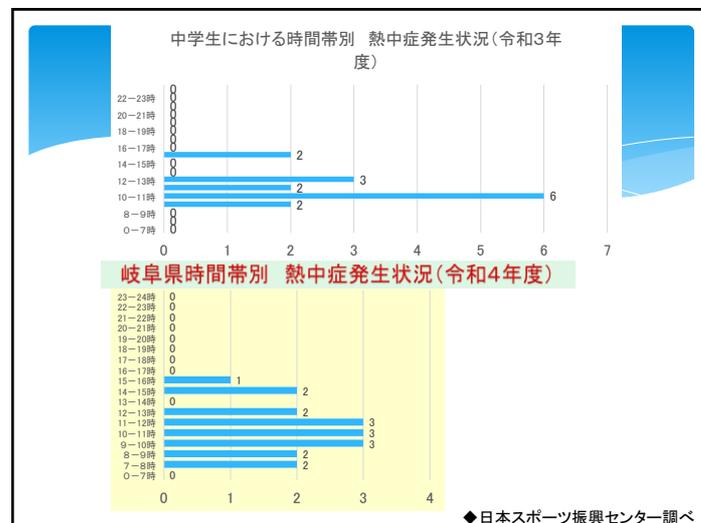
暑熱環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調節機能が破綻したりするなどして、発症する障がいの総称

- 死に至る可能性のある病態である。
- 予防法を知っていれば防ぐことができる。
- 応急処置を知っていれば救命できる。

73



74



75

5 事故の未然防止と事故への対応

◎ 熱中症の予防と対策

👉こんな日に注意

<環境> 気温が高い、湿度が高い、風が弱い、日射が強い、涼しい日が続いた後、急に気温が上がった日 等

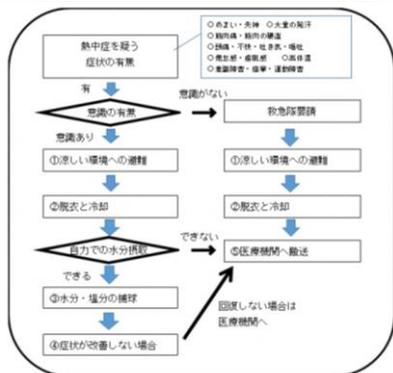
<身体> 激しい運動、暑さに体が慣れていない、水分摂取が不十分、体調が悪い 等

76

5 事故の未然防止と事故への対応

◎ 熱中症の予防と対策

【熱中症を疑ったときにすべきこと】



77

5 事故の未然防止と事故への対応

◎ 熱中症の予防と対策

熱中症予防のために

- 環境条件(気温、湿度、輻射熱)を把握する。
- 状況に応じた水分補給を行う。(塩分の補給も忘れずに)
- 体を暑さに徐々に慣らしていく。
(急に暑くなった時は要注意)
- 個人の条件(体格等)や体調(下痢、発熱、疲労)を考慮する。
- 服装は吸湿性や通気性のよい素材にし、熱を逃がす。
- 具合が悪くなった場合には、早めに活動を中止して措置をする。

78

地域指導者育成研修会

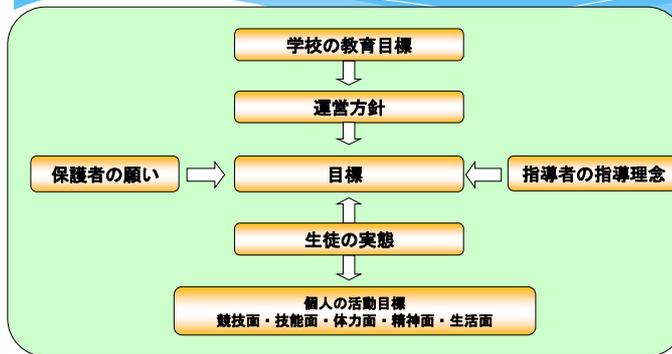
6 指導体制の確立



79

6 指導体制の確立

◎ 目標や基本方針の設定



80

6 指導体制の確立

◎ 活動計画の作成



81

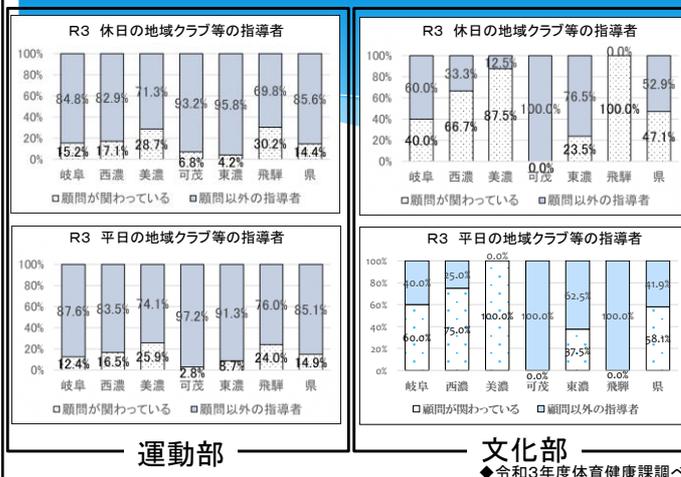
6 指導体制の確立

◎ 保護者や様々な地域スポーツ団体の支援

- 保護者には、活動状況や練習試合、公式大会の日程を知らせ、**学校と家庭の連携**を図る。
- 保護者には、運営方針を説明し、自分の子どもだけではなく、**部全体への支援を依頼**する。
- 専門的な技術指導や生徒のニーズ等に応じた指導の充実を図るため、関係団体や総合型地域SC等との情報交換等により、**地域指導者との連携**に努める。

82

■ 平日及び休日における地域クラブ等の指導者



83

地域指導者育成研修会

7 不祥事の防止



84

7 不祥事の防止

◎ 体罰の防止に向けて

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為である。

85

7 不祥事の防止

令和4年度 運動部活動における体罰事案一覧（報道ベース）

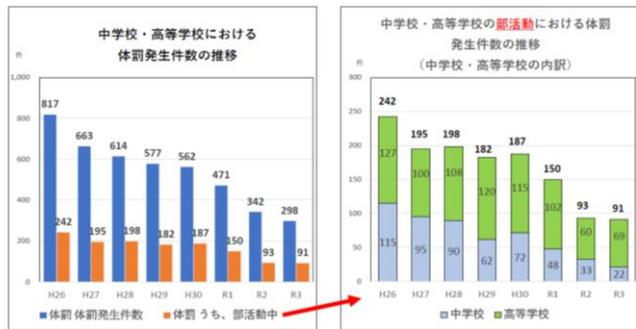
番号	報道発表月	都道府県	公立	私立	学校種	部活動	内容
1	令和4年5月	熊本県	私立	高校	サッカー部	・サッカー部コーチが部員の背中を殴ったり、脚を蹴ったりする様子の動画がネットにアップ。 ・「背問を蹴がせた」と訴える部員たちの動画が、Twitterにアップ。 ・コーチによる暴力行為は24件 ・入学を控えて部の練習に参加した中学三年生が、上級生に暴行されて入学を取りやめた。	
2		静岡県	私立	高校	野球部	・監督ら指導者3人が複数の部員に体罰 ・扇を平打ちする暴行や、練習への参加を拒むような暴言など複数の生徒に対する計8件	
3	令和4年6月	千葉県	公立	高校	女子バレーボール部	・顧問が部員の顔にボールを投げつけ、全治1週間の怪我を負わせた。	
4	令和4年8月	埼玉県	私立	中学校	剣道部	・昨年12月末の合宿中に竹刀で男子部員の喉や脇腹を突くなどした。	
5		兵庫県	私立	高校	野球部	・コロナに感染した部員を「〇菌」と呼ぶなど暴言を吐いた。	
6	令和4年9月	北海道	公立	高校	野球部	・部員13人の頭部をバットのグリップエンドで殴る暴行	
7		千葉県	公立	中学校	女子バレーボール部	・練習中に部員6、7人の顔にボールを押し当ててなどの体罰をし、顧問を呼ばれ文書訂正の処分を受け、体罰防止の講義を受けたが、体罰の改善にはつながりなかった。	
8	令和4年10月	兵庫県	私立	高校	女子ソフトボール部	・全治1か月の片麻痺性顔口麻痺と診断された。	
9		岐阜県	私立	高校	柔道部	・部活動中に部員の頸を平打ちしたり体を蹴ったりする暴力のほか、「ここにいる価値はない」と暴言を吐いた。	
10		大阪府	私立	高校	野球部	・練習中に殴られた部員に平打ち ・暴言を吐いたり、無理に抱かせるなどのバウハラ行為もしていた可能性がある。	
11	令和4年11月	佐賀県	私立	高校	野球部	・監督の部内での不適切発言	
12		兵庫県	公立	中学校	男子バスケットボール部	・生徒7人に暴言や体罰。 ・練習試合中に、部員に対し「潰えて」「潰えろ」「殴んがけろ」と発言。自覚的にも暴言を吐いた。	
13	令和4年12月	和歌山県	公立	高校	野球部	・練習中に竹ノ口の種痘をしていた部員に、「球出しが悪い」と言い、ヘルメット越しにバットで頭を殴打。	
14		長崎県	私立	高校	ソフトテニス部	・練習中に複数の部員の尻や太ももを蹴ったり、髪を引っ張ったりする暴行があった。	
15	令和5年1月	東京都	私立	高校	野球部	・練習試合でのプレーを不服として立腹し、平打ちや足を蹴る暴力を振るった。	
16	令和5年2月	千葉県	公立	高校	男子バレーボール部	・練習中に、部員の尻に竹ノ口、部員の頭髪をわしづかみして引きずり、近距離からバレーボールを顔面に直撃受けつるなどの暴力行為を繰り返して被害。	
17		岐阜県	私立	高校	女子柔道部	・部員8人に、平手で頬を叩いたり足を蹴ったりしたほか、「潰えろ」「くずす」と暴言を吐いたりしていた。	
18	令和5年3月	山梨県	私立	高校	男子バレーボール部	・練習試合中、「生活がだんない」とプレーに影響が出る」という理由で部員を殴った後に平打ちをした。	
19		福岡県	私立	高校	軟投部	・県外合宿中、監督で部員に複数回平打ちをした。	

86

7 不祥事の防止

部活動における体罰発生件数の推移

○ 学校における体罰の件数と、部活動における体罰の件数は、減少傾向。



【出典】文部科学省初等中等教育局「体罰の実態把握について（平成26～令和3年度）」に基づき、スポーツ庁で作成
 ※ 国立・公立・私立の中学校、高等学校（含む中等教育学校）の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、特別支援教諭、保健室教諭、養護教諭、事務教諭、講師（特別活動の専任含む）、）実習指導員及び専任指導員

87

7 不祥事の防止

【Web（相談フォーム）】
（24時間いつでも）
この画像をクリック

【電話】
（毎週火・木 13:00～17:00）
03-6910-5827

2022（令和4）年度の相談件数が過去最多に（令和5年4月14日）
 JSPOは、スポーツにおける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為に対応するため、2019年3月から「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を開設しており、2022（令和4）年度は、過去最多の3,773件の相談がありました。
 前年度と比較すると約2倍に増えています。

相談内容については、2014（平成26）年度は「暴力」が最も多い相談内容でしたが、近年では「暴力」の相談よりも不適切行為かどうかを判断するのがより難しい「暴言」や「ハラスメント」に関する相談が多く寄せられる傾向となっています。

88

7 不祥事の防止

◎ 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ① 殴る、蹴る 等
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような**肉体的、精神的**負荷を課す。

89

7 不祥事の防止

◎ 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

90

7 不祥事の防止

◎ 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ③ **パワー・ハラスメント**と判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ **セクシャル・ハラスメント**と判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、**人格否定的**(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に**肉体的、精神的負荷**を与える。

91

7 不祥事の防止

◎ 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

バレーボールで、レシーブの技術向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

92

7 不祥事の防止

◎ 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的
負荷として考えられるものの例

柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。

93

7 不祥事の防止

◎ 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的
負荷として考えられるものの例

柔道で練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。

94

7 不祥事の防止

◎ 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的
負荷として考えられるものの例

野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。

95

7 不祥事の防止

◎ 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的
負荷として考えられるものの例

試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

96

7 不祥事の防止

- ◎ 学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。

97

7 不祥事の防止

- ◎ 学校教育の一環である部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

98

7 不祥事の防止

- ◎ 有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例

練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。

99

7 不祥事の防止

- ◎ 有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例

試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえつけて制止させる。

100

7 不祥事の防止

◎ 有形力の行使であるが正当な行為として考えられるものの例

生徒が指導者の指導に対して指導者の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

101

7 不祥事の防止

◎ セクハラ行為の防止

- セクハラは重大な人権侵害である。
 - 相手の嫌がる言動をしていないか、勝手な思い込みはないか、軽率な言動をしていないか、十分注意が必要である。
 - 生徒に対し、指導的な立場にあることを自覚し、その立場を不当に利用した指導につながっていないか都度振り返る。

103

<体罰防止セルフチェック>

以下の項目をチェックしましょう。

- 部活動指導においては、絶対に受けたくない、何としても解きたいと思う。
- 解きたいという意欲を感じない部員や悪気(元氣)のない部員を見ると無性に腹立たしく思う。
- 悪気や悪気(元氣)のない生徒を自分の指導で何としたいと思う。
- 自分の力で生徒を笑えることができると思っている。
- 悪気や悪気(元氣)のない生徒に対して、粘り強く指導するのは無駄だと思う。
- 生徒に迎合することは無い。
- 解つた時には、解し指導は不可欠である。
- 生徒に話をしていながら、次第に感情が高まってしまい、語気が強くなったり、解し直さなければならぬ。
- 生徒の不平や不満を察知することは非常に不愉快であり、ましてや、除で不平や不満を言う生徒は許せない。
- 人間関係ができていれば、多少、言葉遣いが悪くても許されるし、話を小突いたり、罵るはたいりする程度は許容範囲内だと思っている。
- 他校よりも厳格に練習しなければ、部員が部活動に誇りをもち行動をとることができなくなる。
- 部活動指導においては、言葉遣いが悪くなるのはやむを得ないと思っている。
例) 「バカ」「あんなにやる気のない奴ら」「解つてもいいのがあるのか」
- 試合や大会に臨むと、試合の結果を素直に受け入れることができない。また、それまでの生徒の努力を評価できず、欠点ばかりが目についてしまう。
- 生徒の良いところを見付けられない。また、良いところを素直に褒めることができない。
- 生徒の悪いところは徹底的に指摘する。

※多くの項目にチェックがついた場合は、自分が体罰をしやうい状態になっていないか自分自身を冷静に見つめ直してきましょう。

102

7 不祥事の防止

◎ セクハラとなりうる指導者の言動

- 指導上、必然性がないのに、身長や体重など身体的な成長や特徴を話題にしたり、尋ねたりすること。
- 容姿や体型などを話題にしたり、生徒の嫌がるあだ名で呼んだりすること。

104

7 不祥事の防止

◎ セクハラとなりうる指導者の言動

- 性に関することや異性関係に関することなどを話題にしたり、尋ねたりすること。
- 性的な内容の手紙や電子メールを送ること。
- 指導上、必然性がないのに、生徒の身体を凝視すること。

105

7 不祥事の防止

◎ セクハラとなりうる指導者の言動

- 生徒に十分な説明をせず、生徒の練習や試合の様子などを撮影すること。
- 指導上、必然性がないのに、生徒の身体に触れること。
- 不適切な時間帯や場所での個別の指導を行うこと。

106

「指導者のための10か条」

1. 褒めて下さい
2. 優先順位をつけましょう
3. 向上心を忘れず謙虚な姿勢で
4. 審判員のレベルアップに貢献を
5. 試合をするのはプレイヤーです

107

6. 敗北は貴方の責任です

7. 子どもの将来を考えた指導を
8. 周囲との連携を大切に
9. 体罰、言葉の暴力は厳禁です
10. 安全第一

108

8 配慮事項



109

8 配慮事項(登録・出場、文化芸術等の大会への参加)

- ☑ 所属する第3学年の生徒が岐阜県及び各郡市中学校体育連盟が主催する「中学校総合体育大会」への登録・出場、文化芸術等の大会等への参加に配慮するなど、どの生徒も自らの意思で運動種目や芸術文化等の分野・活動等を選択し、中学校3年間を通して継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

110

8 配慮事項(登録・出場、文化芸術等の大会への参加)

☑ 部費等の徴収

- ・保護者が負担する部費等の経費について、保護者会等において目的や使途等を明確に示し、理解を得て徴収する。

☑ 部費等の管理

- ・保管方法は、口座管理とし、できる限り現金を取り扱わない。
- ・会計処理は、保護者会が行い、執行や会計について保護者会で承認を得る。

☑ 購入に係る業者の選定

- ・物品購入に関しては、保護者会等で業者の選定を公正に行い、価格についても保護者に過重な負担とならないように留意する。

111

地域指導者育成研修会



ご清聴ありがとうございました。



112